

個人住民税等の特別徴収の事務手続き

事業所の給与事務ご担当者様へ

本市税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。この手続きでは、従業員の方の住民税等の特別徴収事務のポイントを説明いたします。ご一読いただき、従業員の方の住民税等の特別徴収につきまして、ご準備いただきますようお願いいたします。

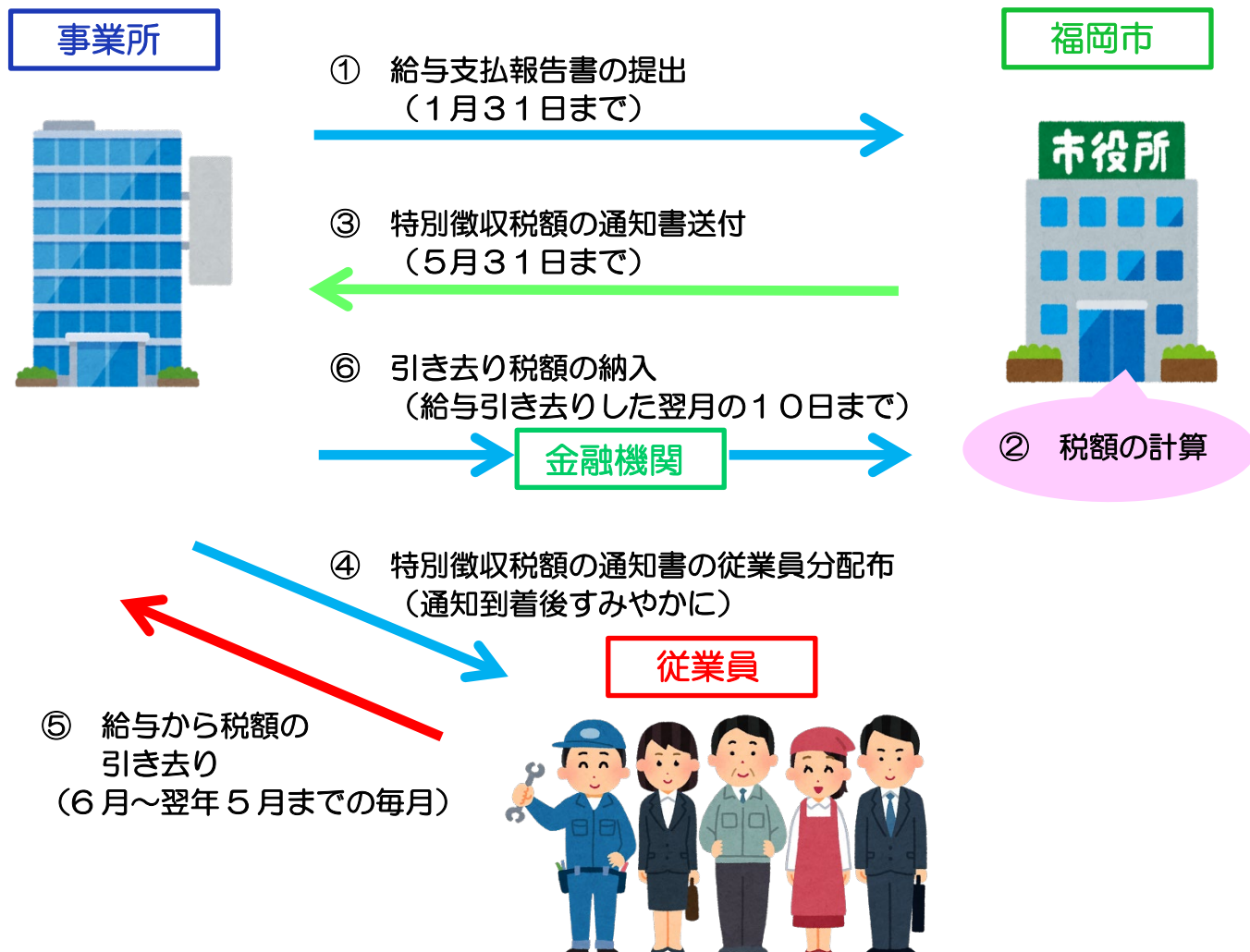


1 個人住民税等の特別徴収とは

個人住民税（市民税・県民税）・森林環境税の特別徴収とは、事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税等を差し引き、従業員の方の住所の市町村ごとに納入していただく納付方法のことをいいます。

従業員の方にとっては、年12回に分けて差し引かれますので、1回あたりの負担が減り、納め忘れの心配がなくなるといったメリットがあります。

2 特別徴収の流れ と 年間スケジュール



3 市から送付する特別徴収に係る書類について

毎年5月に、市から事業主の方へ、下記のような特別徴収税額の決定通知書などを送付します。このなかに、1年間分の納入書や異動届出書などの各種様式も同封します。

① 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

事業所の給与事務ご担当者様が保管される、通知書です。6月分から来年5月分までの毎月の引き去り税額を記載しています。



源泉所得税とは違って、税額を計算する必要はないのですね。

② 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

従業員の方への税額通知書です。届きましたら、ミシン線で切り離して、従業員の方へ配布してください。

三折り圧着して送付します。そのまま従業員の方にお渡しください。



③ 納入書綴

従業員の方の給与から差し引いた税額を毎月納入する際に使用する「納入書」及び納入の際に九州以外の郵便局等を利用される際に提出していただく「指定通知書」を綴じています。

④ 特別徴収の手引

特別徴収事務についての説明のほか、退職があった場合などに提出する「異動届出書」等の様式を綴じています。

【特別徴収の手引きに綴じている様式】

- ・給与所得者異動届出書
- ・特別徴収への切替届出書
- ・所在地・名称変更届出書
- ・給与支払報告書住所誤報届出書
- ・退職所得に係る特別徴収税額の個人別明細書
- ・納期の特例の申請書
- ・納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

4 特別徴収税額の決定通知書の見方と納入の方法について

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者）様

〒 816 - 0052
福岡市中央区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇階
株式会社 〇〇〇〇 様
12345678

特別徴収税額		2,000,000	課税人員		35	非課税人員	
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数
6月分	35	240,000	12月分	30	160,000	12月分	30
7月分	30	160,000	1月分	30	160,000	1月分	30
8月分	30	160,000	2月分	30	160,000	2月分	30
9月分	30	160,000	3月分	30	160,000	3月分	30
10月分	30	160,000	4月分	30	160,000	4月分	30
11月分	30	160,000	5月分	30	160,000	5月分	30

①

福岡市で課税する全従業員の方の税額の合計額になります。
※事業主の方が、福岡市へ納入していただく金額となります。

指定番号	氏名	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
12345678	福岡 一郎	200,000	17,400	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
12345678	博多 二郎	120,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
12345678	東 春子	5,500							
12345678	南 夏子								
12345678	城南 三郎								
12345678	早良 秋子								

福岡市で課税する全従業員の方の各月分の税額（納付額）を記載しています。毎月の給与支払い時に引き去りしてください。

例）毎月20日が給料支払い日である場合
6月20日に支払う給与からは、「6月分」の「納付額」を引き去ります。

給料支払明細書
(年 6月支給分)
福岡 一郎 様

勤務日数	自	5月	1日	22日
時間外労働	至	5月	31日	
支給額				
基本給	3,000	000	000	円
時間外賃金				0円
家族手当	2,000	000	000	円
通勤手当	2,000	000	000	円
合計	3,400	000	000	円
控除額				
健康保険料	1,500	000	000	円
厚生年金	1,000	000	000	円
雇用保険料	1,000	000	000	円
所得税	1,200	000	000	円
住民税	1,740	000	000	円
合計	5,540	000	000	円
差引支給額	2,848	000	000	円


(支払者) 株式会社 〇〇〇〇

給料支払明細書
(年 6月支給分)
博多 二郎 様

勤務日数	自	5月	1日	22日
時間外労働	至 <td>5月</td> <td>31日</td> <td></td>	5月	31日	
支給額				
基本給	2,500	000	000	円
時間外賃金				0円
家族手当	1,000	000	000	円
通勤手当	2,000	000	000	円
合計	2,800	000	000	円
控除額				
健康保険料	1,500	000	000	円
厚生年金	1,000	000	000	円
雇用保険料	1,000	000	000	円
所得税	800	000	000	円
住民税	1,000	000	000	円
合計	4,400	000	000	円
差引支給額	2,380	000	000	円

(支払者) 株式会社 〇〇〇〇

源泉所得税と同じように、「預り金」として処理する
のですね。



福岡市への納入書

全従業員分を合計

福岡市	福岡市	福岡市
納税科目	納税科目	納税科目
納税区分	納税区分	納税区分
市民税	県民税	森林環境税
4,011,307	14,9702	1
納税者番号	納税者番号	納税者番号
12345678	12345678	12345678
納税額	納税額	納税額
2,400,000	2,400,000	2,400,000
納期	納期	納期
7月10日	7月10日	7月10日

福岡市で課税する全従業員の方の引き去り税額を合計して、納入書に金額を記載してください。
合計した額は①に記載している該当月分の「納付額」に一致します。
「納付額」を記入した後、給与引き去りした月の翌月10日までに、金融機関で納入してください。
例）6月分納付額（6/20支給給与からの引き去り額）は、7月10日までに納入

5 特別徴収の従業員の方が退職されたときの手続きについて

特別徴収の対象となっている従業員の方が、退職などの理由で給与の支払いがなくなり、税額の引き去りが出来なくなった場合は、下記の「給与所得者異動届出書」を市役所へ提出してください。引き去りができなくなった税額は、個人で納付する方法（普通徴収）へ切り替えますので、事業主の方が納入する必要はありません。

「給与所得者異動届出書」様式は、福岡市ホームページでダウンロードして印刷できます。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度	2.
先) 福岡市長	所在地 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1	フリガナ	福岡市中央区天神1丁目8-1 マルバツショウジ	特別徴収義務者 特定番号	宛名番号	
年 11月 5日提出	氏名又は名称	(株)〇×商事	氏名	担連 当給 者元	所属 氏名	電話
	個人番号 又は法人番号					
	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	
	6月分から 10月まで	11月分から 5月まで		年 1 月 10 日 31	1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払 5. 少額 6. 合併 7. 会社 8. 解散 9. その他 事由・理由	
	50,000 円	21,300 円	28,700 円			

異動（退職など）した従業員の方の税額を、何月分から何月分まで、いくら引き去りしたかを記入してください。
※税額通知発送前であれば、「0」と記入してください。

給与の支払いがなくなった事由の発生日（退職日など）、異動事由（退職など）、未徴収税額の徴収方法（普通徴収など）を記入してください。
※1月1日以降の退職の場合は、最後の給与などから残りの税額を一括して引き去りしていただくこととなります。

納期の特例について

給与所得者の方が常時10人未満である場合には、納期の特例を申請することができます。この場合、納期の特例の承認を受けた月以降の特別徴収税額については、年2回にまとめて納入することができます。

【1回目】6月分～11月分 …… 納入期限 12月10日

【2回目】12月分～翌年の5月分 …… 納入期限 翌年の6月10日

申請にあたっては、「納期の特例の申請書」を市へ提出していただく必要があります。

※「納期の特例の申請書」様式は特別徴収の手引きに綴じています。また、福岡市ホームページからもダウンロードして印刷できます。郵送での取り寄せを希望される場合は、下記担当課（福岡市役所法人税務課）までご連絡ください。

電子申告のご利用について

福岡市では、給与支払報告書や異動届出書など、特別徴収に係る手続きについて、インターネットを利用した電子申告（eL TAX：エルタックス）サービスを行っています。ご利用までの手続きの詳細は、右記ホームページまたはヘルプデスクへお問い合わせください。

eL TAXホームページ

エルタックス

検索

Click!

eL TAXヘルプデスク

電話：0570-081459

特別徴収に係る書類の提出先・お問合せ先

〒812-8512 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号（博多区役所9F）

福岡市役所 財政局 税務部 法人税務課

電話 092-292-3259

FAX 092-292-4173